



「ハラスメント対策に本気で取り組む！ 会社は、従業員のために、何ができるのか？」

弁護士法人山下江法律事務所では、3、7、11月に企業法務セミナーを開催しています。
次回セミナーの詳細は以下のとおりです。

- 対 象：企業経営者、経営幹部、人事労務担当者、その他ご関心のある方
- 日 時：2021年7月8日（木）18：30～20：00
- 開催方法：オンライン（Zoom）
- 受講料：顧問会社様 無料

一般の方 1名様につき4,000円

- 受講特典：顧問契約をして頂きますと、当初2か月間顧問料無料。（※但し、作業時間は月3時間以内。）
- セミナー内容：令和2年6月、改正労働施策総合推進法の施行により、事業者のハラスメント対策が義務化あるいは強化されました。政府もハラスメント対策を今後の基本的施策に掲げ、就業環境の改善や女性の社会進出に積極的に取り組む構えです。
そこで本セミナーでは、ハラスメント対策を怠ったときのリスクとともに、企業として求められる具体的なハラスメント対策の内容をご説明します。
適切なハラスメント対策により得られる労使双方の利益をお伝えする本セミナーが、御社のハラスメント対策を見直すきっかけとなれば幸いです。



講師 弁護士 伊藤 敦史／弁護士法人山下江法律事務所

出身地 東京都

小石川高校卒業、成城大学法学部法律学科卒業、
学習院大学法科大学院修了

平成30年9月 司法試験合格

平成30年11月 最高裁判所司法研修入所

令和元年12月 司法修習終了、広島弁護士会に登録

山下江法律事務所入所、広島本部勤務

令和2年4月 福山支部勤務

<趣味>ジョギング、筋トレ、テニス、散歩、映画鑑賞、
クラシック鑑賞、読書など

▼▼▼お申し込みは裏面▼▼▼

＜参加者様の声＞第31回企業法務セミナー

『重要最高裁判決から考える「同一労働・同一賃金」への対応』より

A社 「同一労働・同一賃金の名前だけは知っていたが、今後の対応などが聞けてとてもよかった」

B社 「“合理的”か“不合理”かは事前に理解していたのですが、その線引きが曖昧だったので、田中先生の分かりやすい説明で理解することができスッキリしました。」



第32回企業法務セミナー

「ハラスメント対策に本気で取り組む！会社は、従業員のために、何ができるのか？」

＜申込期限 2021年7月5日(月)＞

＜WEB申込み＞ **山下江 セミナー案内** で検索

＜FAX申込み＞ 下記にご記入の上、FAX082-223-2652に送信ください

御社名

参加者様ご芳名 <所属部署・役職もご記入ください>

Mail:

※ info@law-yamashita.com からのメールを受信できるメールアドレスをご記入ください。

顧問会社様以外のご参加者様は、下記もご記入ください

ご住所 (〒 -)

【TEL】

【FAX】

- ・受付後、受講に関するご案内をお送りいたします。
- ・ご提供頂いた個人情報は、弊事務所からのご連絡以外には使用いたしません。



▲EAPの詳細をご覧ください

弊所は、弁護士による従業員支援プログラム (Employee Assistance Program、通称：EAP) のサービスを始めました。

EAPとは、自社の従業員が職場外で抱える生活上の様々な問題の解決を、雇用者である企業が手助けすることにより従業員を支援する制度です。ストレスチェック対策の一つにもなり、弁護士による従業員支援プログラム (EAP) は、弁護士をリーズナブルに活用する福利厚生のひとつとなります。

EAP単独での契約は月1万円からご用意しており、月額5万円以上の顧問契約には標準装備しております。ご興味のある方はお気軽にお問い合わせください。



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 弁護士法人/広島弁護士会所属

＜お問合せ・お申込み先＞ TEL 082-223-0695 (経営企画部)